

平成30年9月20日

小樽商科大学大学体育会サッカー部
監督
選手 有田 将人 殿

北海道学生サッカー連盟
規律委員会
委員長 高木 真一

通 知

平成30年9月16日に行われました「平成30年度第37回北海道学生リーグ1部 後期第2節」小樽商科大学体育会サッカー部対札幌大学サッカー部の試合における退場処分について、本連盟の規律委員会において審議した結果、下記の通り懲戒処分を決定しましたので通知いたします。

記

1、処分対象事項

著しい反則行為

2、懲戒処分

「平成30年度第37回北海道学生リーグ1部 第6節」2試合の出場停止
北海道学生サッカー連盟審判委員会退場処分が適用されるケース

1. 著しく不正なプレーをする。

(日本サッカー協会 懲罰規定 2-1 (1) 著しい反則行為)

3、出場を停止する試合

平成30年9月23日 平成30年度第37回北海道学生リーグ1部 後期第3節
東海大学札幌校舎サッカー部 対 小樽商科大学体育会大学サッカー部
(会場 東雁来公園東)

平成30年9月30日 平成30年度第37回北海道学生リーグ1部 後期第4節
星槎道都大学サッカー部 対 小樽商科大学体育会大学サッカー部
(会場 夕張第2球技場)

以上